

令和7年10月14日

世田谷区議会議長 石川ナオミ 様

世田谷区議会議員

大庭 正明

処分要求書

令和7年10月14日の決算運営委員会において、次のとおり侮辱を受けたので、地方自治法第133条の規定により、処分を要求します。

記

1. 侮辱を与えた者の氏名
みやかおり議員

2. 侮辱を受けた事実

決算運営委員会において「区長のプライバシーを侵す質疑であり、マスメディアも巻き込んでいる。聞くに堪えない。不快に思う区民がいるので委員会冒頭で委員長から大庭委員に注意してほしい。」という趣旨の発言があった。

以上

